

個人情報の取扱いに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、本契約の履行に際しては、市民の個人情報保護の重要性に鑑み東大阪府個人情報保護条例（平成11年3月31日東大阪府条例第2号。以下「条例」という。）の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、受託者の従事者にも各条項の規定を遵守させなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、この契約による事務処理をするにあたって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、この契約による事務処理をするにあたって知り得た個人情報を使用する者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前項の規定は、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 受託者は、この契約による事務処理をするにあたって個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲で、適法かつ公的な手段により収集しなければならない。

(適正な管理)

第4条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等を防止し、その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置の他、必要な措置を図らなければならない。

(ア) 施錠が可能な保管庫及び入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

(イ) 個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

(ウ) 個人情報の事務処理を行う従事者が、作業所に私用電子計算機、私用外部記録媒体、その他私用物を持ち込まないこと。

(エ) 個人情報を扱う電子機器に、個人情報の漏えいにつながる本件業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(オ) 作業従事者に対し、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他本件業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施すること。

(定期報告及び緊急時報告)

第5条 受託者は、市から、個人情報等の取扱いの状況について報告を求められた場合は、ただちに報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報等の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(再委託等の禁止)

第6条 受託者は、この契約による事務処理を第三者に委託し、または請け負わせては

ならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第7条 受託者は、この契約による事務処理をするにあたって知り得た個人情報及び個人情報を基にした統計・分析データ等を目的外に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第9条 受託者は、この「個人情報の取扱いに関する特記事項」に違反する事態が生じ、または生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うこととする。また、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(立入検査)

第10条 受託者は、市が個人情報の管理状況を確認する等、立入検査が必要であると認めたときは、当該検査を受けなければならない。

(返還及び廃棄)

第11条 受託者は、この契約による事務処理を行うにあたり市より提供を受けた個人情報、個人情報を記載した資料について、契約が終了若しくは解除されたとき、市の指定した方法により確実に速やかに返還若しくは廃棄しなければならない。

2 受託者は、個人情報の廃棄に際して市から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 受託者は、本件業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された記録媒体の破壊及びその他の個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 受託者は、個人情報の廃棄を行った後、廃棄の内容等を記録した報告書を市に提出しなければならない。

5 前項までの規定は、受託者が次回の契約も同様であった場合は、この限りではない。

(損害賠償)

第12条 市は、受託者がこの「個人情報の取扱いに関する特記事項」に違反したことにより、市及び第三者に損害を与えたときは、損害賠償の請求をすることができる。

(契約解除)

第13条 市は、受託者がこの「個人情報の取扱いに関する特記事項」に違反していると認めたときは、この契約を解除できる。